

2024-1 税務・労務・法務情報

物品の輸出販売については、国際貿易取引としての課税関係が明確ですが、非居住者による役務提供については、当局との間で見解が異なるという事例が多々あります。

以下は、租税裁判所大法廷において争われた事例についての周知規定です。

RMC 2024-05 多国間取引における課税方針の周知規定

非居住者が比国内において行った役務提供取引に対する最終源泉税、最終VAT源泉義務に関する最高裁大法廷判決に基づき課税方針を周知するものです。

1. ACE PhilippinesとBIRとの間の紛争です。
2. 衛星通信サービスの提供を受けたAces Philippinesの非居住者（役務提供者）への支払いに係る源泉徴収義務の有無に関する判断
3. 衛星通信サービスが比国内における役務提供とみなされるか？➡人工衛星は比国外に存在するものの、役務提供は比国内において行われたと解すべき
4. 多国間役務提供に該当する取引とはどのようなものがあるか？➡
 - ① コンサルティングサービス
 - ② ITサービス
 - ③ 金融サービス
 - ④ 電気通信
 - ⑤ エンジニアリング及び建設業
 - ⑥ 教育訓練
 - ⑦ 観光旅行業
 - ⑧ その他の類似サービス（国外で提供された役務が比国内において利用・消費されるもの）
5. 多国間取引における課税国判定の基準は？➡受益者所在地原則
6. VAT最終源泉徴収については？➡役務提供が比国内において行われたとの判定を受ける場合は、必然的にVATは課税対象となり、非居住者にその役務対価報酬が支払われる場合には、最終VAT源泉徴収義務が生じる。

(弊所コメント)

*役務提供場所が国外であったとしても、その受益者が比国内居住者である場合は、役務提供者が非居住者のとき、源泉徴収義務が生じるということです。そうすると全ての国外提供の役務が例外なく該当するように考えられます。

*過去にBIRとの税務調査上の議論で、「建築設計業務」について、役務提供と見做すと課税対象、「設計図書の購入」なら？との照会に対して➡最終的には課税とのBIR側判断でした。

*翻訳業務を依頼した場合は、役務提供、翻訳文書の購入であれば、図書の輸入との判定になるのでは？と考えています。（BIRとの議論になった事例がありませんので、当局の見解は不明）恐らく、翻訳業務を委託すれば、課税。翻訳図書の購入は非課税では？

*親会社に支払う各種ロイヤリティーは、従来からBIRはVAT課税の主張をしています。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)